

平成28年4月1日
さいかつ農業協同組合

一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

職員が仕事と子育てを両立することができるよう適正な労務管理を行ない、職員全員が能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりに取り組むため、時間外勤務並びに休日出勤を適正に管理・調整し、仕事と生活の調和が図れるよう下記のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間
2. 当組合の課題
 - ・課題1：育児・介護休業を取得しやすい職場環境なのか（職場の理解はあるか）
 - ・課題2：所定外労働時間が慢性化してはいないか。
 - ・課題3：振替休暇並びに有給休暇は適正に取得できているのか。
3. 当組合の目標
 - ・目標1：育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに努める。
 - ・目標2：ワークライフバランスの実現に向け、所定外労働時間を圧縮する。
 - ・目標3：振替休暇並びに有給休暇の適正な取得を促進する。
4. 取組内容と実施時期
 - ・取組1：出産・育児期に入る職員を部下に持つ上司に対する助言・指導、及び復職者への短時間勤務制度等の柔軟な運用を行なう。
 - 平成28年4月～：すでに制定及び運用されている「職員育児・介護休業等に関する規程」及び「母性健康管理の措置に関する規程」を全職員へ改めて周知徹底し、職員同士の理解を深め合う。
 - ・取組2：仕事と家庭の両立を図るためには適正な労務管理が必要となるが、上司・部下とともに労務管理の意識を持ち業務に取り組むことを周知徹底する。
 - 平成28年4月～：管理職あるいは指導監督職層においては、部下の時間外勤務並びに休日出勤を適正に管理・調整を行なうこと（上司自身の目標管理とする）。
一般職層においては、所定時間内に業務を終了させるべく主体的に取り組むこと（計画的且つ効率的な姿勢が求められる）。
 - ・取組3：休暇が取得できない阻害要因を把握し、上司・部下に関わらず部署全体で取り組むべき課題として解消に向けた不断の努力を行なう。
 - 平成28年4月～：管理職あるいは指導監督職層においては、休暇が取得できない阻害要因が自分自身のマネジメントにあるのではないかと常に自問自答を怠らないこと。一般職層においては、休暇が取得できない阻害要因を外部に求めるのではなく、自分自身が休暇を取得するための努力を行なっているのか、計画的・効率的な業務を行なっているか再確認すること。